

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成16年度 上半期分

参 考 資 料

構造改革特別区域推進本部

評 価 委 員 会

事 務 局

## 目 次

評価委員会名簿	1
評価委員会の開催状況	2
規制の特例措置のあり方に関する評価意見（案）の概要	3
規制の特例措置の全国展開により期待される効果の例	4
構造改革特区の評価方針について	16
構造改革特区に関する評価の今後の課題について	21
評価委員会専門部会の開催状況	27
評価委員会専門部会 名簿	28

## 評価委員会委員名簿

氏名	職業等
市川 眞一	クレディスイスファーストポストン証券会社 東京支店証券本部ディレクター兼ストラテジ スト
樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
野中ともよ	ジャーナリスト
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長
三木谷浩史	楽天(株)代表取締役社長
八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
山田 孝夫	前北海道東川町長
横山 道代	愛知みずほ大学院大学教授

## 委員長

(注) 三木谷委員は、平成16年6月30日付で辞任。

## 評価委員会の開催状況

- 第1回 平成15年9月3日  
特区の評価について
- 第2回 平成15年10月6日  
特区の評価及び専門部会について
- 第3回 平成15年12月18日  
各部会での検討状況について  
構造改革特区の評価方針について
- 第4回 平成16年3月18日  
各部会における調査計画案の検討状況について  
構造改革特区の評価の進め方について
- 第5回 平成16年7月1日  
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）  
規制の特例措置の評価の進め方
- 第6回 平成16年8月4日  
意見素案の検討
- 第7回 平成16年8月10日  
意見素案の検討
- 第8回 平成16年8月31日  
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成16年7月13日から15日）、各省からの再意見聴取（平成16年7月27日）を実施

規制の特例措置のあり方に関する評価意見の概要

構造改革特別区域推進本部・評価委員会は、第1次提案で実現した規制の特例措置のうち、38の特例措置について全国展開に関する評価を行い、うち26の特例措置について全国展開すべきとの評価意見を作成した。その概要は以下のとおり。

基本理念

特区において実施されている規制の特例措置について、特段の問題の生じていないと判断されたもの

全国展開

意見作成までのプロセス

- 4-5月 規制所管省庁の長の調査 (全国展開により発生する弊害について立証責任)  
評価委員会独自の調査 (全国展開することによる効果等を把握するため、消費者・需要家等と意見交換)
- 6月 専門部会における調査結果の検討
- 7月 委員会において各省から意見聴取等
- 8月 意見素案の作成・とりまとめ

意見 (概要)

(1)全国展開 (26特例措置)  
法改正等含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用 (全国展開)

(2)平成16年度下半期に結論を出すもの (5特例措置)  
今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との討議を踏まえ、平成16年度下半期には結論を出すもの。

(3)平成17年度上半期に結論を出すもの (7特例措置)  
今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との討議を踏まえ、平成17年度上半期には結論を出すもの。

今後の予定

9月 評価委員会の意見を踏まえ、本部による判断を決定

(備考)

なお、調査計画では、第1次提案で実現した規制の特例措置のうち、昨年4月または7月の認定申請に基づき認定のあった特例措置45を全国展開に関する評価の対象とする予定であったが、7特例措置については、評価の対象から除いた。

(a)規制の特例措置の性質上、全国展開に関する評価自体になじまないもの (4特例措置)

他の特例措置と併せて実施されることや、特区以外の地域と比べて優先的な取り扱いを定めたものであり、特例措置の全国展開に当たってその意味を失うため、全国展開になじまないもの等

(b)認定特区がない、または評価を行う事業がない (3特例措置)

現時点では、国立大学の法人化等により特例措置の認定がないものなど、評価を行なうことが困難なもの等

規制の特例措置の全国展開により  
期待される効果の例  
～ 評価委員会調査をもとに～

## 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（403）

<これまで>

土地開発公社の所有する造成地は、販売（分譲）しかできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

経済環境の変化によって、土地購入需要が低下  
企業にとって手軽な賃貸需要が増加

<特例事業の内容>

土地開発公社の所有する造成地を、賃貸することを可能とした

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：20（兵庫県高砂市、福岡県大牟田市等）

特区地域の声

土地賃貸を条件とした企業進出案件が期待以上に多くあり、企業誘致に弾みがついている。（岐阜県）  
企業の立地選択肢に幅を持たすことで、企業ニーズに沿った企業誘致が行える。（三重県津市、河芸町）

実際の効果

<進出企業例>

リサイクル工場（用地規模21,667㎡）。（北海道南幌町）  
金属加工業、一般貨物自動車運送業。（兵庫県高砂市）  
福祉衛生用品リサイクル業（約0.32ha）、建設系廃棄物リサイクル業（約0.33ha）。（福岡県大牟田市）

<進出企業のメリット>

立地初年度経費を約1.5億円程度（資本金の約1.5倍）抑制できた。（三重県津市、河芸町）  
特に新会社にて事業展開を考えるベンチャーや中小企業にとっては事業展開がしやすい。（福岡県大牟田市）

全国展開

内容：全国全ての土地開発公社の所有する造成地を賃貸可能にする。  
時期：平成16年度中に措置。

今後の期待効果（全国展開後）

中小・ベンチャー企業などの事業参入の容易化。  
遊休土地の有効利用。  
上記の効果による地域経済の活性化。

## 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業（407）

### <これまで>

旅館・飲食店等の防火対象物は、一定基準の消防設備等を設置・維持しなければならず、農家を民宿として提供する場合は、大幅な改修が必要になるため、農家の趣きを残したまま民宿として提供することは困難であった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

- ・グリーンツーリズムの盛り上がり
- ・(大幅に改修していない)農家民宿自体の観光資源としての価値

### <特例事業の内容>

農家民宿においては、誘導灯・誘導標識に関する適用を除外し、また、消防用設備等についての消防法の規定の適用を柔軟に行うことが可能となった。

### <特区地域の実際>

現在の認定主体数：20（長野県飯田市、香川県、熊本県、宮崎県等）

#### 特区地域の声

農家からグリーンツーリズムに対する意欲、気運が盛り上がってきた。（北海道長沼町、富山県八尾町、類似意見 熊本県人吉市等）  
地元住民や企業から、事業に対する説明の要請、意欲ある都市部からのターンに関する問い合わせ等が増え、活気がでてきた。（岩手県江刺市）  
ブロック毎の勉強会や市町村単位での研究会など地域が主体となった取組が特区認定を契機として始まっており、地域活性化の芽が育ってきた。（宮崎県）  
農家民宿の開業に当たり費用の節減が可能となることから、中山間地域の活性化に向けた新たな取り組みが展開できる。（新潟県安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村）

#### 実際の効果

#### <農家民宿の利用者数の状況>

前年度比プラス350人、7.8%の増加。（長野県飯田市）  
特区認定後から農家民宿利用者数は増加傾向。（香川県）

### 全国展開

内容：地域を限定することなく、全国において農家民宿における簡易な消防設備等を容認する。  
時期：平成16年度中に措置

### 今後の期待効果（全国展開後）

グリーンツーリズムが拡大する。  
地域、農家が主体となった地域活性化のきっかけとなる。  
都市と農村の交流が進む。



## 外国人研究者受入れ促進事業（501,502,503）

### <これまで>

外国人研究者の在留期間の上限は3年で、それを超えて在留するには在留期間の更新をする必要があった。研究成果を活かして事業活動をする際には、在留資格の変更をする必要があった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

- ・国際化の進展、世界レベルの研究交流の活発化
- ・産学官連携などによる、研究成果を実用化した新規事業創出
- ・優秀な外国人研究者の受入ニーズの増加

### <特例事業の内容>

外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長するとともに、研究成果を活用した事業活動を行う場合に在留資格変更許可は不要とした。

### <特区地域の実際>

現在の申請主体数：31（山形県鶴岡市、千葉県、神戸市、香川県等）

#### 特区地域の声

地域や大学が外国人研究者の受入を前向きに検討しようとする雰囲気になった。外国人研究者と地域との垣根が低くなりつつある。（函館市）研究成果を事業に結びつけやすくなったことで、新技術を導入した新産業の創出の加速化につながる。（福島県）海外の研究者と交渉する際、効果的な条件の一つとなった。（静岡県）産学官連携による産業振興の気運がより盛り上がってきた。（滋賀県）長期の研究プロジェクトに外国人研究者を参加させることが可能となった。（福岡県久留米市）

#### 実際の効果

#### <外国人研究者との共同研究分野>

大腸菌代謝システム解析分野で、3名の中国人研究者と交流。（山形県鶴岡市）

大強度陽子加速器の研究。（茨城県）

発生・再生分野の基礎研究、再生医療の研究開発。（神戸市）

癌の先端的治療の分野での臨床並びに基礎研究。（福岡県久留米市）

#### <長期の研究公募における外国人公募の容易化>

任期付（5年）研究員で採用可能となり、優秀な研究人材を確保できた。（千葉県）

在留資格更新を省略できるメリットがある。（大阪府他多数）

### 全国展開

内容 地域を限定することなく全国において実施する（特例措置の内容等を確保し、弊害の予防措置を付加する場合は必要最小限とする）。  
時期 平成17年度中に措置。

### 今後の期待効果（全国展開後）

産学官連携の更なる強化による、研究成果を活かした新規事業の創出増加。  
外国人研究者の受入促進による、研究者の国際交流の進展  
上記の効果による地域経済の活性化、ひいては我が国経済の活性化。

臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（701）

<これまで>

平日夜間や土日休日の通関業務は時間外手数料がかかり、それは民間事業者の負担となっており、ひいては、それらが我が国における国際物流効率化の阻害要因になっていたと思われる。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・(特にアジアにおいて)企業活動にかかる国際競争の激化
- ・国際物流効率化を通じた、我が国貿易の振興の必要性

<特例事業の内容>

通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。

<特区地域の実際>

現在の申請主体数：16（北海道稚内市、東京都、横浜市、神戸市等）

特区地域の声

通関手続において時間的な自由度が高まったことで、港湾サービスの向上効果があった。(横浜市)  
港湾の競争力向上に向けて問題意識が高まり、官民一体の取組が活発になった。(神戸市)  
特区認定以後は、船便や貨物の引取りなどに柔軟な対応が可能となり、貨物の適正かつ迅速な取扱いが促進されている。(広島県)  
物流コストの縮減を通じ国際競争力の増強に貢献している。(下関市)

実際の効果

<新たな利用が発生した企業>  
輸入において、新規に食品、電子関係荷主の利用があった。(横浜市)  
前年比108.5%の外貿コンテナ取扱量の増加が見られた。(大阪市)  
生鮮食料品関係の企業からの問合せが多くなった。中小の繊維、車関連企業が利用するようになった。(神戸市)  
利用企業に変化はないが、通関件数は順調に増加している。(下関市)  
<通関業者にとってのコスト削減など>  
休日でも当日中の通関が可能となるため、手数料と保管コスト低減が実現できた。(北海道稚内市)  
年間5千万円のコスト削減ができたとする通関業者もあった。(千葉県)  
通関件数の増加、リードタイムの縮減が達成できた。(静岡県)  
時間外の輸出入件数が大幅に増加した。(神戸市)

全国展開

内容：特例措置の内容・要件のとおり、地域を限定することなく、全国において実施する。  
時期：平成16年度中に措置。

今後の期待効果 (全国展開後)

潜在的な通関需要の顕在化、各港湾の活性化による国際的な港湾の競争力強化  
国際物流効率化による産業競争力の強化、我が国経済の活性化

不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（803（818））

<これまで>

教育課程の基準によらない弾力的な教育課程の編成・実施ができなかった。このため、学校教育として、不登校児童生徒へのきめ細かな指導が十分にできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

個々の不登校児童生徒に応じた学習機会の必要性の高まり  
不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組の必要性の高まり

<特例事業の内容>

不登校児童生徒を対象として、弾力的な教育課程の編成・実施を可能とした。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：6（東京都八王子市、岐阜市、奈良県大和郡山市等）

例えば、八王子市の場合、不登校児童生徒を対象にした公立の小中一貫校を設置。現在、119名の児童生徒が在籍している。習熟度別の学習やモノづくり等の体験学習、メンタル面のサポートを重視し、児童生徒が自立できるようソーシャルスキル向上に向けた取組を実施している。

特区地域の声

生徒一人一人に合った学習を行える。（東京都八王子市、京都市）  
児童生徒にとって無理なく基礎学力が保障できるようになった。また、生徒の社会的自立に向けた取組が展開しやすくなった。（奈良県大和郡山市）  
市の不登校対策を見直し、学校関係者の意識を高める契機となった。（岐阜市）

実際の効果

<カリキュラムの効果>  
高い効果が認められる。（大和郡山市）【教育委員会、学校教諭の意見】  
多少の効果が認められる。（東京都八王子市）【教育委員会、学校教諭、児童・保護者の意見】  
<独自にカリキュラムを編成できる制度の評価>  
学校や生徒のニーズに応じた教育が可能であり、良い制度である。（奈良県大和郡山市）【教育委員会、学校教諭、児童・保護者の意見】

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において、不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校においては、教育課程の基準によらない弾力的な教育課程の編成・実施を可能とする。  
時期：平成17年度中に措置

今後の期待効果（全国展開後）

平成13年度の不登校児童生徒数は約13万8千人  
（出典：文部科学省HP）

不登校児童生徒一人一人に応じた学習が可能となる。  
不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組が進む。  
地域の実情に応じた不登校児童生徒対策が容易になる。

## IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（805）

### <これまで>

いわゆるIT等を活用した家庭等での学習は、指導要録上の出席扱いにはならなかった。このため、不登校児童生徒の学習成果が評価されず、学習意欲の喚起や高校進学等へ支援が十分ではなかった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

- 個々の不登校児童生徒に応じた学習機会の必要性の高まり
- 不登校児童生徒の進学に向けた取組の必要性の高まり
- 不登校児童生徒の学校復帰のための取組の必要性の高まり

#### <特例事業の内容>

地方公共団体などが、IT等を活用した学習を不登校児童生徒を対象に家庭や教育支援センターで行う場合に、校長は学校への出席扱いとし、また成果を評価に反映することができるようにした。

### <特区地域の実際>

現在の認定主体数：6（福島県会津若松市、岐阜県可児市、大垣市等）

#### 特区地域の声

学校に復帰したり、希望進路を実現させた児童生徒が多い。（岐阜県可児市）  
不登校児童生徒の自信や学習意欲の向上につながっている。（岐阜県可児市、大垣市）  
教職員が自信と見通しをもって指導にあたることができるようになりつつある。（岐阜県可児市）

#### 実際の効果

#### <学習機会の拡大（出席扱い）の効果>

出席扱いとすることで高校進学に際して有利になる。（福島県会津若松市）【学校教諭の意見】  
ITの活用を糸口に、生徒が様々な人との人間関係を築いていき、学校復帰を果たすことができた。（岐阜県可児市）【学校教諭の意見】  
IT学習や家庭訪問、メール交流、体験学習等を通じて、子どもが外に出られるようになったり、学校復帰を果たしたり、進学できたりしている。（岐阜県可児市）【生徒の保護者の意見】

### 全国展開

内容：地域を限定することなく全国において、IT等を活用した学習を不登校児童生徒を対象に家庭や教育支援センターで行う場合に、校長は学校への出席扱いとし、また成果を評価に反映できるようにする。

時期：平成17年度中に措置

### 今後の期待効果（全国展開後）

不登校児童生徒一人一人に応じた学習の提供が可能となる。  
不登校児童生徒の学力向上や高校進学等につながる。  
地域の実情に応じた、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組が進む。

## 市町村費負担教職員任用事業（810）

<これまで>

教職員の給与は都道府県が負担することとなっており、市町村が独自に常勤の教職員を任用することはできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

・地域の実情に応じた、きめ細かい教育に対するニーズの高まり  
・自治体の教育施策の多様化

<特例事業の内容>

市町村が費用負担をすることで、市町村教育委員会が独自に常勤の教職員を任用することが可能となる。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：18（北海道清水町、神奈川県横須賀市等）

この特例事業により、少人数学級の導入、あるいは、日本人英語教員と外国人教員の組合せによる英語教育の実施など、地域の実情やニーズに応じた様々な取組みが行われている。

特区地域の声

児童生徒に対して、よりきめ細かい指導が可能になる。（群馬県太田市、大阪府池田市）  
児童生徒の学習意欲を向上させることができる。（群馬県太田市等）  
町費負担以外の教員に刺激を与え、意識改革にも大きな影響があった。（北海道清水町）  
市の実態にあった有能な人材の確保ができる。（岐阜市）

実際の効果

**【教育委員会の回答】**

小学校低学年の発達特徴の一つである自己中心的、集団形成の未熟さ傾向が緩和され、児童相互の心のふれあいや思いやり等の気持ちが芽ばえた。（北海道清水町）

1学年2学級体制により、切磋琢磨ときめ細やかな学習が確立し、徐々に基礎学力の向上につながっている。（長野県大桑村）

日本人英語教員と外国人英語教員が一体となって取り組んでいる。（神奈川県横須賀市）

全国展開

内容：地域を限定することなく、全国において市町村費負担の常勤の教職員任用を可能にする。  
時期：平成17年度中に措置し、平成18年度から全国展開を図る。

今後の期待効果（全国展開後）

自治体の実情や教育施策に応じた教育の提供が可能となる。  
少人数クラスの実現等、よりきめ細かい教育体制が可能となる。  
地域の教職員全体の意識改革にもつながるなど地域の教職員全般に好影響を与える。

## 官民共同窓口の設置による職業紹介事業（903）

### <これまで>

公共職業安定所と民間の職業紹介所が、お互いの求人・求職情報を出し合う形で協力して職業紹介サービスを行うことはできなかった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

・不況の長期化による失業率の高止まり  
・高齢者や正社員経験のない若者など就職困難者の増加

### <特例事業の内容>

地方公共団体が所有ないし借り上げた施設内に共同窓口を設置する場合は、公共職業安定所と民間職業紹介機関が情報を共有化して職業紹介サービスを行うことを可能とした。

### <特区地域の実際>

足立区では、区役所のなかにハローワークと民間職業紹介サービスを併設し、共同窓口を設置。求職者は両方のサービスを利用でき、希望すれば、ハローワークの情報を民間サービスに見せたり、その逆を行ったりして、官民が連携した職業紹介をワンストップで受けることができる。

現在の申請主体数：1（東京都足立区）

#### 特区地域の声

ハローワークが持つ豊富な求人・求職情報や知名度と、民間職業紹介事業者の優れたカウンセリング能力やスキルアップ能力を融合させることで、顧客満足度の高いサービスをワンストップで提供できる。利用者の多くが単独のサービスよりも「利用しやすい」と回答。「広く情報収集ができる」「個別相談対応が充実」「情報検索が便利。情報が分かりやすい」。

ハローワークの求人情報端末を使うときに、民間のアドバイザーがサポートしてくれるので利用者の負担が軽減。

#### 実際の効果

年間千人という当初計画を上回り、5ヶ月間で715人というペースで新規雇用につながっている。（東京都足立区）

### 全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施。  
時期：平成16年度中に措置。

### 今後の期待効果（全国展開後）

官民のサービスがワンストップで受けられることから、求職者の選択肢が広がり、使いやすく、質の高い職業紹介サービスが受けられるようになる。  
官民の連携強化によって、就職率の向上、失業率の改善が期待される。  
失業率の改善は、経済・社会の活力の創出につながる。

## 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業（1002）

### <これまで>

都市部の住民に対する市民農園としての農地の貸付は、地方公共団体及び農業協同組合以外の者（法人及び個人の農家）はできなかった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

都市部の市民による市民農園の利用ニーズの高まり  
個人農家による有休農地の活用ニーズの高まり

### <特例事業の内容>

地方公共団体や農協以外の者（法人及び個人の農家）であっても、地方自治体との協定の締結や、地方公共団体を通じた利用権の設定により、市民農園として農地を貸し付けることが可能になった。

### <特区地域の実際>

現在の認定主体数：34（静岡市、新潟県安塚町、長野県売木村等）

#### 特区地域の声

有休農地解消の方法が増えた。（青森県、千葉県、横浜市等）  
都市住民との交流が活発化した。（千葉県鴨川市、新潟県安塚町等）  
農家民宿の経営と併せて活用することにより、農家民宿の利用増加にもつながっている。（新潟県安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村）  
農地保全や棚田を中心とした環境保全にも寄与している。（千葉県）

#### 利用者の声

個人の市民農園は、例えば複数年貸付や無農薬栽培に応じた貸付など、取組メニューの増加により、都市住民の幅広い受入が可能。（青森県等）  
特区で開設した市民農園では、作物栽培に関する勉強会や、JAの方から実技講習を受けることができるなど、初心者でも気軽に取り組める。（山形県鶴岡市、千葉県）  
これまでの市の農園などは申し込み倍率が高く、利用できなかったが、近所に農園ができて利用することができた。（横浜市）

### 全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施する。  
時期：平成16年度中に措置。

### 今後の期待効果（全国展開後）

都市部の利用ニーズと、農家の農地活用ニーズが合致する。  
土地の有効利用にとどまらず、農家の活性化、農地保全などにもつながる。

<これまで>

石油コンビナート等の特別防災区域では、施設の配置、特定通路の幅員、通路の配置 形状等について法規制があり、老朽化したプラント等の更新が困難になっていた。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

・プラント建設等による地域活性化、国際競争力向上ニーズ

<特例事業の内容>

現行の規制と同等の安全性が確保される代替措置を講ずれば、新たな施設の建設等が可能となる。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：1（三重県四日市市・四日市港湾管理組合）

特区地域の声

三重県四日市市・地元消防・事業者が、事業（技術集積活用型産業再生特区）推進にあたって、互いに連携するようになった。  
安全性の確保は最終的に事業者が責任を負っており、また、安全性確保には地元の消防の理解と力量の向上が欠かせない。安全性向上に向けて一体となって取り組んできたことが大きい。  
一律の規制ではなく、当地の実情からみて最適な安全確保が可能になった。

実際の効果

特例措置を導入しなければ、建設が事実上不可能であったプラントの建設・更新が可能となり、コンビナートの活性化が図られる。

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において、特例を実施。  
時期：平成16年度中に措置。

今後の期待効果（全国展開後）

個々のコンビナートの特性に応じた施設の建設、更新が可能となる。  
個々のコンビナートの特性に応じた安全対策を採ることができる。  
老朽化した施設により低下した国際競争力を、新規プラント等により復活させる可能性が高まる。  
地域経済の活性化につながる。



## 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（1204）

### <これまで>

自動車の回送運行時（自動車荷役時やテスト走行時）においても、鉄製のナンバープレートを所定の位置にビスで装着する必要があった。

### 構造改革特区

#### <取り巻く環境の変化>

・回送運行の効率化ニーズの高まり  
・高級輸入車などの傷やビス穴など、エンドユーザーの不満

### <特例事業の内容>

自動車の回送運行時において、取り付け簡単なビニール製のナンバープレートを、一定の区間に限り使用できることが可能となった。

### <特区地域の実績>

現在の認定主体数：4（愛知県県内3市1町、福岡市）

#### 特区地域の声

地元港湾がより注目されるようになり、自動車取扱い港湾としてPRできた。（愛知県県内3市1町）  
回送運行時間が削減でき、回送作業の効率化が図れた。荷（車）傷の防止効果があった。（福岡市）

#### 実際の効果

#### <ナンバーの取り付け時間の短縮効果>

導入以前の取付時間は、1台あたり、2分30秒であったが、導入後は30秒となり、1台あたり2分の短縮ができた。港湾全体で、ひと月に2万台取扱うとすると、約666時間の短縮効果がある。（愛知県県内3市1町）  
取り付け時間の短縮効果として、約2分/台、約90時間/月。（福岡市）

#### <特例により免れた傷の修復台数・費用>

絶対に傷をつけないように、細心の注意を払って取扱うよう指導を徹底していたが、傷の修復を行うことは今まで一切無い。（愛知県県内3市1町）  
傷の防止効果として、7台/年、約30万円/年。（福岡市）

### 全国展開

内容：特例措置の内容・要件のとおり、地域を限定することなく、全国において実施する。  
時期：平成16年度中に措置。

### 今後の期待効果（全国展開後）

回送車両への傷の防止、脱着時間の短縮などから、事業者のコスト削減が可能となる。  
輸出入船舶への船積み時間などが短縮され、港湾物流の効率化につながる。  
自動車輸出入港の活性化につながる。

## 構造改革特区の評価方針について

平成 15年 12月 18日  
構造改革特別区域推進本部  
評価委員会決定

構造改革特別区域(以下「特区」という)については、過去3回にわたり、地方公共団体、民間事業者等から、規制改革の要望を受け付け、特区において159、全国において217の規制改革を行ってきた。また、これらの規制の特例措置を活用した構造改革特別区域計画(以下「特区計画」という。)の認定も236に達し、全国各地に様々な特区が誕生し、制度の着実な進展が現れているところである。

これら特区において実施された規制の特例措置については、全国展開に向けた評価等を行うことにより、その成果を着実に全国に広げていくことが必要であるところ、具体的な評価の方法、進め方について、評価委員会として本評価方針を決定する。

**1. 基本理念**

規制の特例措置の評価については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において、「認定された特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」と明示されているところである。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置により発生する弊害と規制の特例措置を全国展開した場合の効果により評価することとする。

全国規模の規制改革とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、特区計画の認定という制度によらず、当該規制が本来規定されている法令等において規制改革の成果を享受できるよう措置することである。全国規模の規制改革に当たっては、供給者側の視点のみならず、消費者・需要家の視点も重視して、規制の特例措置に位置付けられている諸要件、諸手続について、特区における実施状況を踏まえて、必要な見直しを行うべきである。

また、利用されていない特例措置、利用状況が充分でない特例措置については、その原因を調べることにより、規制の特例措置の是正及び新たな規制改革の実施を図ることが必要である。

さらに、特区における規制の特例措置を適用する際に、関連する制度に問題があるために円滑な事業の実施が妨げられている場合、すなわち、実施上の問題点

がある場合についても、新たな規制改革の実施を図ることが必要である

## 2. 特区において講じられた規制の特例措置の評価

構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）は、特区において講じられた規制の特例措置について、その実施状況について以下の2つの観点からの評価を行う。

### (1) 規制の特例措置のあり方に関する評価

規制の特例措置について、

ア) 地域を限定することなく全国において実施

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用

ウ) 規制の特例措置の廃止

のいずれかの評価を行う。ア)及びイ)の評価にあたっては、規制の特例措置に位置づけられている諸要件、諸手続について必要な見直しを行うことも含むこととする。

### (2) 個別の特区において講じられた規制の特例措置の効果等に関する評価

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果を上げているか、について評価し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は取消しや、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

## 3. 評価のプロセス

### (1) 規制の特例措置のあり方に関する評価のプロセス

特例措置が講じられる規制の所管省庁の長は構造改革特別区域法（以下「法」という。）第44条第1項に基づき毎年度規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告するものとする。調査に際しては、規制所管省庁は、特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無について立証責任を負うこととする。また、規制所管省庁は、調査時点において、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するよう努めることとする。

評価委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果等について独自の調査を行い、規制所管省庁の長からの報告を踏まえて、弊害の発生について検証し、特段の問題が生じているか否かについて評価するものとする。

評価にあたっては、規制の特例措置に位置づけられている地域要件をはじめ、諸要件、諸手続について、弊害の発生を予防し、又は弊害が発生した場合でも拡大、影響を防止、軽減する措置（以下「予防等の措置」という。）として適切かとの観点から、必要な見直しを行うものとする。

評価委員会は、必要に応じて、規制所管省庁の長から意見を聴取した上で、上記の評価を行い、規制の特例措置ごとに２．（１）ア）からウ）までの判断のための意見を本部長に提出するものとする。

また、評価委員会は、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の条件が過剰なものとなっていないか、関連する規制が適用の障害となっていないか等の観点で評価し、２．（１）イ）及びウ）の判断のための意見及び新たな規制改革を講じるための意見を本部長に提出するものとする。あわせて、特区で適用された後、実施上の問題が発生している規制の特例措置について、関連する規制が適用の障害となっていないか等の観点で評価し、新たな規制改革を講じるための意見を付すものとする。

評価委員会が行う調査にあたり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、２．（１）ア）からウ）の判断及び新たな規制改革（特区で実施するもの及び全国規模で実施するものの双方を含む。）について決定を行う。

## （２）個別の特区において講じられた規制の特例措置の効果、影響等に関する評価のプロセス

内閣総理大臣は、必要に応じて地方公共団体の特区における構造改革特別区域計画の実施状況について調査を行い、構造改革特別区域計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第８条第１項に基づく措置を講じるものとする。

なお、内閣総理大臣が法第８条第１項に基づく措置を講じる場合には、本部を通じて評価委員会の意見を求めるものとする。

また、規制所管省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、当該規制所管省庁の長が法第８条第２項に基づく措置を講じるものとする。

なお、規制所管省庁の長が法第８条第２項に基づく措置を講じる場合には、本部を通じて評価委員会の意見を求めるものとする。

評価委員会の評価の結果、規制の特例措置の実施による弊害の発生や規制の特例措置の効果が認められないこと等により、構造改革特別区域計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第９条に基づく措置を講じる。

#### 4. 評価の具体的方法

特例措置のあり方に関する評価の具体的方法は以下のとおりである。

##### (1) 評価の時期

特区において講じられた規制の特例措置の評価は、4月から9月までを第一期、10月から3月までを第二期として年に二度行うものとする。規制所管省庁が行う調査は、原則として、第一期では4月から5月、第二期では10月から11月にかけて実施するものとする。

##### (2) 調査計画の作成

本部は個別の特定事業の進捗状況を踏まえて、評価の対象となる規制の特例措置及び特区について、調査開始の3ヶ月前までに規制所管省庁に通知することとする。通知を受けた規制所管省庁は、調査開始の2ヶ月前までに調査計画を作成して本部に提出しなければならない。評価委員会は、規制所管省庁の調査計画を踏まえて、評価委員会調査計画を作成する。

これらの調査計画は作成後、調査の対象となる認定地方公共団体に対して余裕をもって周知することとする。

なお、平成16年4月から開始される評価については別途内閣官房が作成するスケジュールによることとする。

##### (3) 評価の具体的基準

評価委員会は、弊害の発生の有無と規制の特例措置を全国展開した場合の効果に基づいて特段の問題が発生しているかを評価し、2.(1)ア)からウ)の判断のための意見を作成する。具体的な判断は以下のとおり行う。

###### ア) 地域を限定することなく全国において実施

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続きを見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された要件、手続きについて特区における検証を要さない場合
- c 弊害が生じていても影響が比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

###### イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続きを見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、見直された要件、手続きについて特区における検証を要する場合

###### ウ) 規制の特例措置の廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件、手続きを見直すこ

とで予防等の措置を確保することが困難な場合

## 5. 今後講ずべき措置について

### (1) 全国において規制改革を実施することとなった事項

構造改革特別区域基本方針別表（以下「基本方針別表」という。）1に掲げられた規制の特例措置について、本部において2.(1)ア)と決定されたものについては、実施時期、全国規模の規制改革の実施内容を明示して、基本方針別表1から基本方針別表2に移行し、規制所管省庁はすみやかに必要な法令等の改正を行うものとする。

規制所管省庁は法令等の改正案を作成するにあたっては、内閣官房と所要の調整を行うものとし、また、内閣官房は法令等の措置にあたりとりまとめを行うことを検討する。

上記法令等の改正に当たって、規制所管省庁は、特に問題のない限り、既に認定されている特区計画において実施されている特定事業の継続に支障がないよう措置しなければならない。

### (2) 是正又は廃止することとなった規制の特例措置

本部において2.(1)イ)で是正が必要と判断されたもの及びウ)と決定されたものについては、基本方針別表1を改訂し、規制所管省庁は必要な法令等を改正する。規制所管省庁は法令等の改正案を作成するにあたっては、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

### (3) 新たな規制改革の実施

本部において規制の特例措置に関連する規制について、新たな規制改革を行うものと決定された場合は、特区で行うものについては、基本方針別表1を改訂し、規制所管省庁は必要な法令等を改正する。規制所管省庁は法令等の改正案を作成するにあたっては、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

## 構造改革特区に関する評価の今後の課題について

平成 16 年 3 月 18 日  
構造改革特別区域推進本部  
評価委員会 決定

構造改革特区の評価については、第 3 回評価委員会において具体的な評価の方法、進め方について、「構造改革特区の評価方針について」(以下、「評価方針」という。)を決定した。また、構造改革特別区域基本方針(以下、「基本方針」という。)も一部改定され、評価方針に沿った評価の基本理念、プロセス及び具体的方法が明確化されたところ。今後、評価方針及び基本方針で定められた枠組みを踏まえて、個別の規制の特例措置の評価のための作業を円滑に行うに当たり、検討すべき課題とその対応方針について以下の通り整理する。

## 1. 評価のあり方に関する課題

- (1) 弊害の調査に関する評価委員会の位置づけ：規制所管省庁が想定している弊害以外の弊害について評価委員会は独自に調査を行わないのか。評価委員会は弊害については何もしないのか。

基本方針に規定されているように、規制所管省庁は、規制の特例措置の適用状況の調査に当たって、特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有する。また、規制所管省庁は、調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとされている。他方、評価委員会については、規制所管省庁の長の調査に加えて、規制の特例措置を全国展開することによる効果等について独自の調査を行うこととされている。

このため基本方針を踏まえ、評価委員会としては、規制所管省庁の調査計画には想定されていない弊害がある場合に、規制所管省庁が検討すべき論点として指摘することもありうるが、その結果、調査を行うかどうかは、弊害について立証責任を有する規制所管省庁の判断に委ねることとし、評価委員会としては弊害について独自の調査は行わない。

なお、基本方針においては、評価委員会は、必要に応じて、規制所管省庁から意見を聴取するとともに、規制所管省庁の実施した調査結果の検証に必要な調査を総務省行政評価局の機能を活用しつつ実施するこ

ととされている。このため、規制所管省庁から聴取した意見及び行政評価局を通じて収集した事例・データに基づき、弊害の発生について検証する。

- (2) 評価に必要な情報が十分に得られていない場合の対応：弊害の有無を立証するに足る十分な結果を得るためには更に時間を要すると規制所管省庁が報告する場合、評価委員会はどう対応するのか。

特例措置の特性に応じて、全国展開による弊害や効果の有無・程度について、毎年度の評価を行う時点で、調査の結果として必要な情報が得られない場合が想定される。具体的には、規制所管省庁が実施する調査の結果として、必要な調査を実施しながらも、弊害の有無を立証する十分な結果を得るためには更に時間を要する（立証するに足る十分な結果が得られなかった）と報告する場合が想定されるが、これに対して、評価委員会として次のような対応が考えられる。

- a 規制所管省庁の調査結果について、やむを得ないと認められる場合

当該期の本部の判断のための意見の対象とはしないが、翌年度同半期の対象とすることとし、規制所管省庁は翌年度同半期までに必要な調査を行うものとする。

- b 規制所管省庁の調査結果について、不十分であるとして、総務省行政評価局を通じ調査結果を検証するための調査を実施したが、これによっても、弊害の有無を評価するに足る十分な結果が得られなかった(十分な結果を得るためには更に時間を要する)と考えられ、さらに、効果が大きいと評価するに足る十分な結果が得られなかったと考える場合

当該期の本部の判断のための意見の対象とはしないが、翌年度同半期の対象とすることとし、規制所管省庁は翌年度同半期までに必要な調査を行うものとする。

- c 規制所管省庁の調査結果について、不十分であるとして、総務省行政評価局を通じ調査結果を検証するための調査を実施し、弊害の有無を評価するに足る十分な結果が得られた場合

基本方針の判断の基準に照らして、意見を作成する。



(3) 評価を行うには更に慎重な検討が必要であり、かつ、引き続き継続調査を待って早急に結論を出す必要があると考えられる場合の対応：評価委員会は引き続き次半期に評価を延長するのか、次年度の同半期のサイクルに再度評価を行うのか。

16年度の上半期の評価において、上記1.(2)a.またはb.の場合、本部の判断のための意見の対象とせず、改めて17年度の上半期に再調査を行い、評価を行うのが原則である。

しかしながら、通年事業において年度の下半期の調査時期(10月から11月)に評価の判断にとって不可欠なデータが得られることが明らかかな場合においては、翌年度以降は評価時期を下半期と定めることを前提に、当該年度の上半期に本部の判断のための意見の対象とせず、引き続き当該年度の下半期に調査を行って評価意見を本部長に提出することとする。

また、政府の方針として結論を得るべき期限が当該年度中とあらかじめ定められている場合、次年度の上半期末に評価意見を出すのは本方針に反することとなるので、当該年度の下半期に評価意見を本部長に提出することとする。

例えば株式会社による農業経営(農地のリース方式)の全国展開については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2003」)において、「構造改革特区で認められた『農地のリース方式』の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得るとされている。

(4) 評価委員会の評価を待たずに規制所管省庁が自ら全国展開を決定する場合の対応：規制所管省庁が自ら全国展開する場合、評価委員会は評価を行うのか。

規制の特例措置について、要件・手続き等に問題があるために円滑に実施されない等の問題点が地方公共団体等から指摘されている場合に、規制所管省庁が自ら全国展開を行うのであれば、規制の特例措置で定められている要件・手続きが全国展開の際にどう扱われるかが問題となる。この場

合、基本方針に従い、規制所管省庁は規制の特例措置を定める法令等の改正等案を作成するに当たって内閣官房と所要の調整を行わなければならないことになっている。

また、基本方針においては、特区において講じられた規制の特例措置の評価に当たっては、全国における規制改革の検討と整合的に進める必要があるため、総合規制改革会議及びその後継組織と密接な連携を図ることとされている。このため、規制の特例措置が全国展開により基本方針の別表2に移行され、法令等の改正等が行われた後は、総合規制改革会議及びその後継組織がフォローアップを行うこととなる。

さらに、規制の特例措置が全国展開された後、構造改革特区の提案募集において、新たな規制改革の必要性について提案があれば、内閣官房は「実現するためにはどうすればいいか」という方向で規制所管省庁と調整を行うこととなる。

## 2. 評価の進め方に関する課題

(1) 現地調査の方法：現地調査の対象、項目、方法、体制、スケジュール等を明確化すべきではないか。

現地調査の対象については、まず特区における規制の特例措置についての実施状況についての調査(調査計画中の調査1)及び関連する規制等の調査(調査計画中の調査3)を行い、4月中旬に調査票を回収する。調査結果を踏まえ、規制の特例措置を全国展開する効果あるいは関連する規制等について現地調査において事業者、消費者・需要家と直接意見交換を行う意義の大きい特区の候補を事務局が選定する。部会長が候補の中から現地調査の対象となる規制の特例措置及び特区を決定するに当たって、各委員で共通の特区について現地調査を行うか、委員の関心分野ごとに現地調査を分担するか等について、事務局は部会長の指示の下、委員と所要の連絡・調整を行う。

部会長が現地に赴く必要性があると判断した場合には、事務局は5月中下旬に訪問が可能となるよう関係する地方公共団体と日程等を調整する。なお、事業者等の関係者を現地から参考人として招いて意見交換を行うことをもって現地調査に代えることができる。

また、現地調査に当たっては、事務局は事前に部会長と調査項目を設定し、調査対象となる事業者、消費者・需要家等に送付する。また現地調査の基礎資料として、規制の特例措置の全国展開の評価についての調

査(調査計画中の調査2)について5月中旬に回収した結果を活用する。

(2) 評価のプロセスや結果の公平性・透明性の確保

評価のプロセスや結果の公平性、透明性を確保するために、調査結果、評価プロセスや判断の公表のあり方(例えば、評価意見書に添付する評価レポートのあり方)をどのように考えるのか。

評価意見を本部長に提出する際には、評価のプロセスや結果の公平性・透明性を確保するため、評価意見書に評価に至った理由を示したレポートを添付する。評価レポートは公表することとし、評価の判断材料である調査票も含める。このため、調査対象となった地方公共団体等がプライバシー保護等の観点から調査票の一部について公表を希望しない場合には、その部分を明示することを求める。

(3) 規制所管省庁の調査結果報告の方法：

規制所管省庁の行った調査については、評価委員会の判断材料となることから、評価委員会における調査と同様に評価のプロセスや結果の公平性・透明性を確保するため、その公表を求めることとする。その際、調査結果のみならずバックデータ(統計的処理を行う前のデータ、調査票等)の提出も求めることとする。また調査の報告についてはプライバシー情報を考慮した公表ルールを明確化すべきであり、公表・非公表の判断については規制所管省庁に委ねず、プライバシー情報を考慮すべき調査対象者が公表を希望しない部分を明示できるようにすべきである。

(4) 評価の広報体制の整備：ホームページ上における一般からの意見募集をどのように行うか。

評価委員会の調査では、

- ・ 規制の特例措置が適用されている特区内の利用者等としての一般の方々の自由な御意見
- ・ まだ規制の特例措置が適用されていない地域の一般の方々の、規制の特例措置の全国展開についての自由な御意見

については必ずしも網羅的に把握することができない。これら

一般の方々の御意見を募集することは、評価の審議に資すると考えられるため、規制の特例措置の評価に関する調査等に関して、広く一般の方々が意見を提出できる仕組みを特区室ホームページ上に設け、評価の審議の参考とする。御意見を募集する内容については以下の通りである。

規制の特例措置の内容、実施状況、及び効果について

(例)

- ・地元や近隣地域で特例を活用した事業が行われたことにより、良かったと感じること
- ・特例を活用した事業を実施しようとした際の問題点、或いは実施しようと思わない理由

規制の特例措置の全国展開について

(例)

- ・直ぐにでも全国展開したほうが良いと考える規制の特例措置、及びその効果

規制の特例措置の評価について

(例)

- ・規制の特例措置の評価の手続き等、調査・評価全般に関するご意見

## 評価委員会専門部会の開催状況

- 第1回 平成15年11月  
専門部会で取り扱う規制の特例措置について
- 第2回 平成15年12月  
特区における規制の特例措置の全国展開に向けた評価の論点
- 第3回 平成15年1月  
全国展開に向けて想定される弊害について（関係省庁との意見交換）
- 第4回 平成16年2月～3月  
調査計画案について
- 第5回 平成16年6月  
規制の特例措置の全国展開に関する評価など

なお、評価委員会専門部会では、全国展開に関する効果等を把握するため、地方公共団体を通じた調査に加えて、現地の事業者、消費者・需要家との意見交換等を実施。

## 評価委員会専門部会 名簿（平成16年8月31日現在）

## 医療・福祉・労働部会

## 【評価委員】

氏 名	職 業 等
八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
山田 孝夫	前東川町長(北海道上川郡)
横山 道代	愛知みずほ大学大学院教授

## 【専門委員】

氏 名	職 業 等
池田 省三	龍谷大学社会学部教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所助教授
小畠 典明	大阪大学大学院法学研究科教授
小宮 英美	NHK解説委員
中村 紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役
増田 秀暁	スワン・カフェ&ベーカリー取締役店長

## 教育部会

### 【評価委員】

氏 名	職 業 等
野中 ともよ	ジャーナリスト
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長

### 【専門委員】

氏 名	職 業 等
金子 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
金子 元久	東京大学大学院教育学研究科教授
葉養 正明	東京学芸大学教育学部教授

## 農村活性部会

### 【評価委員】

氏 名	職 業 等
山田 孝夫	前東川町長（北海道上川郡）
八代 尚宏	（社）日本経済研究センター理事長

### 【専門委員】

氏 名	職 業 等
黒川 和美	法政大学経済学部教授
神門 善久	明治学院大学経済学部助教授
坂本 多旦	みどりの風協同組合理事長
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授



## 国際交流部会

### 【評価委員】

氏名	職業等
船橋 力	(株)ウィル・シード代表取締役社長
野中 ともよ	ジャーナリスト

### 【専門委員】

氏名	職業等
杉浦 康之	三菱商事(株)国際戦略研究所所長
土井 照夫	(株)ジェイティービー国際旅行事業部営業開発部長
廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
リチャード・ダイク	TCSジャパン(株)代表取締役

## 産業振興部会

### 【評価委員】

氏 名	職 業 等
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト

### 【専門委員】

氏 名	職 業 等
相田 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
國領 二郎	慶応大学環境情報学部教授
中西 幹育	鈴木総業(株)顧問

## エネルギー・安全部会

### 【評価委員】

氏 名	職 業 等
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト

### 【専門委員】

氏 名	職 業 等
上原 陽一	横浜安全工学研究所代表
筒見 憲三	ファーストエスコ社長
西山 紀彦	元三菱化学専務取締役

## 国土・物流部会

### 【評価委員】

氏名	職業等
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
榎谷 隆夫	日本公認会計士協会理事

### 【専門委員】

氏名	職業等
浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
佐野 久	三菱商事物流ソリューション企画・統括ユニット関税担当主席マネージャー
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

## 地域活性部会

### 【評価委員】

氏 名	職 業 等
榎谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
北川 正恭	早稲田大学大学院教授
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授

### 【専門委員】

氏 名	職 業 等
梅田 次郎	(株)日本能率協会コンサルティング、構造改革 推進セクター・行政経営アドバイザー
本田 雅俊	武蔵野大学現代社会学部助教授